

## 令和3年度（2021年度）八王子市エコアクション21認証登録料及び更新登録料補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、八王子市地球温暖化対策地域推進計画に基づく事業者における省エネの推進を目的として、環境マネジメントシステム「エコアクション21」を新しく認証・取得する事業者及び更新登録を行う事業者に対して、市が予算の範囲内において交付する補助金について、「補助金等の交付の手續等に関する規則」（昭和35年八王子市規則19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) エコアクション21

環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン2009年版」又は「エコアクション21ガイドライン2017年版」に定める要求事項に適合する環境マネジメントシステムをいう。

(2) 市内事業者

市内に事業所を有する事業者をいう。

### （補助対象者）

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに定める者とする。

(1) 令和3年（2021年）1月1日から令和3年（2021年）12月31日までの期間内に新しくエコアクション21を認証・取得する市内事業者。

(2) 令和3年（2021年）1月1日から令和3年（2021年）12月31日までの期間内に更新日を迎え、継続してエコアクション21を認証・取得する市内事業者。

2 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 事業者向けの省エネ対策事業「八王子省エネカンパニー」に既に登録していること、又は実績報告時に登録すること。

(2) 市税（国民健康保険税を含む）を滞納していないこと。

(3) 八王子市暴力団排除条例（平成23年12月15日条例23号）第2条に規定するものでないこと。

### （補助対象の経費）

第4条 補助対象者が、エコアクション21を認証・取得する際に、一般財団法人持続性推進機構（エコアクション21中央事務局）に支払う認証登録料又は更新登録料とする。

### （補助金の額）

第5条 補助額は前条に定める補助対象経費に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 認証登録時点又は更新登録時点での従業員が10人以下：25,000円

(2) 認証登録時点又は更新登録時点での従業員が11人以上：50,000円

なお、従業員数は、エコアクション21認証・登録制度における従業員数とする。

#### **(補助の制限)**

第6条 補助の交付は予算の範囲内において行うものとする。ただし、前条第1項において、交付申請を受けた補助金額の合計が、補助金交付のための予算額に達した場合は、期間中であっても受付を終了するものとする。

#### **(補助金の交付申請)**

第7条 補助金の交付を申請する者は、令和3年(2021年)12月1日から12月28日までの間に、エコアクション21認証登録料及び更新登録料補助金交付申請書(第1号様式)にその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出する。

#### **(交付の決定及び通知)**

第8条 市長は、前条により申請を受けた際はその内容を審査する。ただし、第6条第1項において、受付を終了した場合は、審査しない。

2 同時に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

3 補助金を交付することを決定したときはエコアクション21認証登録料及び更新登録料補助金交付決定通知書(第2号様式)により、交付しないことを決定したときはエコアクション21認証登録料及び更新登録料補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

#### **(変更・中止等)**

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、その内容を変更するとき、又は中止しようとするときは、エコアクション21認証登録料及び更新登録料補助金内容変更・中止申請書(第4号様式)に、変更・中止がわかる書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、補助金額の増額変更は認めない。

2 市長は、前項に定める変更・中止の申請があったときは、その内容を審査し、変更・中止を承認したときは、エコアクション21認証登録料及び更新登録料補助金内容変更・中止承認通知書(第5号様式)により、補助決定者に通知するものとする。

#### **(実績報告)**

第10条 補助決定者は、交付決定日から1月以内に、エコアクション21認証登録料及び更新登録料補助金実績報告書(第6号様式)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

なお、市長が特に必要があると認めたときは、令和4年(2022年)2月28日までの期限内において、1月間に限って延長することができる。

2 市長は、前項の規定により実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付額を確定し、エコアクション21認証登録料及び更新登録料補助金交付額確定通知書(第7号様式)により補助決定者に通知する。

### (交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項に定める各号のいずれかに該当すると認め、交付決定を取り消すことを決定したときは、エコアクション21認証登録料及び更新登録料補助金交付決定取消通知書(第8号様式)により、申請者に通知するものとする。

### (補助金の交付請求及び交付)

第12条 第10条第2項の規定により補助金の交付額確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して1月以内にエコアクション21認証登録料及び更新登録料補助金交付請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

### (補助決定者等の責務)

第13条 補助決定者等は、補助金等の交付の決定の内容及び通知に付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等を他の用途へ使用してはならない。

2 補助金等に係る予算の執行の適正を図るため、補助決定者等は、補助事業等に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めるときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告しなければならない。

3 補助決定者等は、前項に規定する資料を、補助事業等の完了後、5年間保存しなければならない。

4 補助決定者等は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

### (協力の要請)

第14条 市長は、補助金を受給した者に対して、アンケート等についての協力を求めることができる。

### (補助金の返還等)

第15条 市長は、補助金を受給した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その交付を受けた補助金を返還させることができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

### (見直し)

第16条 この補助事業は、補助金制度見直し方針に基づき見直しを行うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）5月20日から施行する。